

2020年度実施予定の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確保方策について

利用定員の設定に関すること及び小規模保育事業の認可に関することであるため、子ども・子育て支援法第31条第2項及び第43条第3項並びに児童福祉法第34条の15第4項の規定により豊岡市子ども・子育て会議の意見を求めます。

1 特定教育・保育施設

- ・整備予定なし。
- ・「豊岡市における幼児教育・保育及び放課後児童のあり方計画」を策定する。
(2020年8月策定、2021年度以降に計画実施予定)

2 特定地域型保育事業

- ・小規模保育事業所を整備して運営する事業者の公募により、小規模保育事業所を整備する。(2021年4月1日開設予定)

[参考] 待機児童の状況

(単位:人)

項目	2018(H30)年度		2019(R01)年度	
	4/1	10/1	4/1	10/1
0～2歳児	17	43	7	16
3～5歳児	3	2	2	0
計	20	45	9	16

※2019.4.1以降は、潜在的待機児童(①特定の保育所希望②求職活動行っていない)を含まず。